

静岡地方裁判所委員会議事概要

平成23年6月20日（月）午後3時から開催された第19回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は次のとおり

出席した委員

相原惇一，海野要三，大石司朗，大谷直人，大多和暁，勝山啓子，桑原勝義，後藤正治，桜井典子，林享男，原田保孝，安岡元彦（五十音順，敬称略）

議事

1 新委員の紹介

庶務から委員の異動について報告があり，続いて委員長から4月1日付けで任命された須藤明裕委員が紹介された。

2 民事訴訟について

（1）静岡地方裁判所裁判官の説明

「民事訴訟の現状と課題 さらなる発展へ向けて」と題し，静岡地方裁判所竹下慶判事補から説明がなされた上，同増田吉則判事及び中村亜希子判事補から補足説明がなされた。

（2）意見交換（○：委員，△：静岡地裁裁判官）

○ 訴訟件数が増えたのは平成17年ころからとのことだが，裁判官が増加し始めたのはいつごろか。

△ 裁判官の定員は，平成10年に2919人から平成22年には3611人となり，この10年間に約2割増加している。また，弁護士は平成10年に1万6853人から平成22年には2万8828人に増加し，事件数は平成10年に15万2678件から平成21年に23万5508件と約50%増加している。

○ 裁判官が増やされたのは，事件の増加に迅速に対応するためか。

△ それもひとつの理由だと思う。ただ，事件が増えたから直ちにその分裁判官を増やすという訳にはいかない。知恵を出し合って，裁判のやり方を工夫していく必要もある。

○ 小さな政府を目指しているため，法曹人口も少なくしなければならないということか。

△ 当時の司法制度改革審議会では，法曹人口はまだまだ少ないと言われ，増員がされてきていた。

○ 判事となるには，判事補として任官してから10年かかるので，判事補を増やしても，すぐに判事が増えるというものではない。また，弁護士から任官するという制度があり，裁判所としても良い制度だと思うが，裁判官になろうとする弁護士が少ないというのが現状である。

○ 裁判官が関与することによって，訴訟の期間が短くなるのか。

△ 必ずしもそうなるとは限らない。当事者が主体的に争点整理を行うことなどが必

要である。

- 主張の整理などの面で、より迅速に手続を進めることに協力的な当事者に対してインセンティブを与える方法は考えられても良いのではないか。
- 裁判所が判断するために、当事者に対して主張に責任を持たせるというような、自己責任を強調する方法もあると思う。
- △ 当事者に任せるということでは、和解についての話し合いを訴訟の期日間において当事者間で行ってもらえることがある。過払金のように最高裁が従来争点になっていたことについて基本的な考え方を示しているものもあり、第1回期日までに和解ができたり、また、裁判になったため被告である消費者金融会社が早期の解決に向けて本気になるためか、第2回期日までに和解ができ、早期に解決するものもある。
- 弁護士の側から一言お願いしたい。
- 弁護士の数は増加しているし、また、簡易裁判所では司法書士が代理人につく事件が増えたことから、裁判官の人数を増やすことは、迅速な裁判の実現のための大きな課題といえる。

訴訟手続における裁判所の関与については、平成10年の民事訴訟法改正によって証人尋問のやり方などがだいぶ変わった。以前は陳述書を提出させるというやり方がなかったため、証人尋問を3人とか4人とかやると、まる1日かかってしまい、さらに、その反対尋問が次回期日に1日かかりということもあった。しかし、現在は陳述書を用意するのが当たり前であり、証人尋問の内容もあらかじめ分かるようになった。そのような意味で平成10年の民事訴訟法改正を境に裁判の迅速化についての実質的な転換があったといえる。対席判決の平均審理期間は10.8箇月とのことだが、私たちの感覚からすると、もっと早くなったという感がある。

裁判所が、学者の意見を踏まえ、さらに迅速化を考えていることに驚いている。ただ、弁護士のついた対立関係にある事案の場合、3人分とか4人分の陳述書を書くのは結構大変な作業である。審理期間が平成16年の約1年から平成21年の約10箇月に短縮となり、これをさらに短くするということは、弁護士からすれば、大変なことであると思う。主張を落としたりするというようなことはないと思うが、立証を準備することは結構大変になる。

- 裁判官一人当たりの事件数は増えているのか。
- △ 私は通常の民事訴訟単独事件を約200件くらい担当している。なお、このほかに労働審判やDVの事件などを担当している。
- 200件の担当は、多いと思う。
- △ 負担感は、個々の事件の内容如何にもよるところがあり、他の裁判所の裁判官と比べて、担当する事件数自体は少なくはないが、ものすごく多いというわけでもないと思われる。

なお、大規模の庁では、専門的な事件を集中して担当する部がある。私は、ある大規模の裁判所で労働部という、労働関係事件を専門に取り扱う部で、民事訴訟単独事件のみで約70件くらいを担当していた。そのころの通常の民事訴訟事件を取り扱う部では一人で約250件くらいを担当していたと思う。負担感は、一概に担当する事件の数だけでは割り切れないということはある。

- 代理人が付いていない事件は、裁判官にとって主張整理等の進め方が負担となり、遅くなるということはないか。
- △ 代理人が付いていない事件について、当事者が主張したいことを法的にどう構成したら良いか分からないというとき、代理人が付いている事件と同じ取扱いをして良いというようには、私自身としては、考えていない。しかし、調整していくことの負担感は大きい。
- 裁判官が介入することによって良い解決を図ることができると思うし、難しい裁判であれば、裁判官が介入していけば、良い判断ができると思う。
- たまたま良い弁護士に当たったからとか、弁護士を付けていないからということにかかわらず、公正な裁判となるべきだと思う。
- 当事者に争点整理をさせることや、証拠を出させていくことで、迅速化につながると思うし、それが親切であると思う。早く解決することは国民のためにも良いことである。裁判官は独立して仕事をしているのだから、遠慮せずに進めて良いと思う。
- 消費者保護基本法という名称であった法律は、現在は「保護」の文字がとれている。これは消費者の自立の現れで、そこに自己責任というものが出てくる。しかし、世の中、自己責任を取ることでできる人ばかりではない。裁判において、代理人が付いていない場合には、裁判官が争点整理に関与し、あくまでも公正公平な裁判を行って欲しい。
- 若い人が裁判官という仕事を選ぶに当たっての理由の一つとして、受け身の仕事だと思っていたが、実は、当事者に積極的に働きかける能動的な仕事だということが分かるようになり、そこにやりがいを感じて志すようになったということが挙げられる。今後も、裁判官の仕事におけるそうした能動的な面はなくなることはないと思う。特に、実質的公平のためには、たとえ双方に代理人が付いていても裁判官が働きかけをする必要があると考える。しかし、裁判官が必要以上に前のめりになるのはどうだろうか。いろいろなバランスをとりながら、時代を見据えて訴訟を運営していく必要がある。

双方に弁護士が付いている事件は、裁判官が一步引いて、弁護士に頑張ってもらうのが基本ではないだろうか。

3 次回テーマ

静岡地裁における裁判員制度の実施状況についての報告

4 次回期日

平成23年11月14日（月）午後2時